憲法前文で「神」に言及している諸外国の憲法の例について(メモ)

※下記【参考文献】に憲法の条文が掲載されている国・地域のうち、前文で「神」に言及しているものを抽出した。

調査対象国・地域	前文がある国・地域	「神」の記述がある国
67	59	20

	-			_
	ァ	~ >	ᄀ	1
- 1		_	,	

憲法に前文がある国	「神」の記述の有無
インド	×
インドネシア共和国	0
カンボジア王国	×
スリフンカ民王社会王義共和 国	×
タイ王国	×
大韓民国	×
台湾	×
中華人民共和国	×
朝鮮民主主義人民共和国	×
ネパール	×
バングラデシュ人民共和国	×
フィリピン共和国	0
ブルネイ・ダルサラーム国	0
ベトナム社会主義共和国	×
香港	×
ミャンマー連邦	×
モンゴル国	×
ラオス人民共和国	×

【中東】

K 2 2	
アラブ首長国連邦	0
イスラエル国	×
イラン・イスラム共和国	0
カタール国	×
キルギスタン共和国	×
クウェート国	0
グルジア	×
シリア・アラブ共和国	×
トルコ共和国	×
バハレーン国	0
パキスタン・イスラム共和国	0

【ヨーロッパ】

憲法に前文がある国	「神」の記述の有無
アイルランド	0
アルメニア共和国	×
アンドラ公国	×
イタリア共和国	×
ギリシャ国	×
クロアチア共和国	×
スイス連邦	0
スペイン	×
ドイツ連邦共和国	0
ハンガリー共和国	×
フランス共和国	×
ブルガリア共和国	×
ベラルーシ共和国	×
ポーランド共和国	0
モナコ公国	0
リトアニア共和国	×
ロシア連邦	×

【南北アメリカ】

TITIAU / / //J	
アメリカ合衆国	×
アルゼンチン共和国	×
カナダ	0
コスタ・リカ共和国	0
ブラジル連邦共和国	0

【オセアニア】

オーストラリア連邦	0
サモア独立国	0
トンガ王国	×
ニュージーランド	×
バヌアツ	0
パラオ共和国	0
ミクロネシア連邦	×

【参考文献】

【アフリカ】

セネガル共和国

阿部照哉ほか編『世界の憲法集[第4版]』(有信堂高文社、2009年)

初宿正典ほか編『新解説世界憲法集[第2版]』(三省堂、2010年)

萩野芳夫ほか編『アジア憲法集[第2版]』(明石書店、2007年)

中山太郎編『世界は「憲法前文」をどう作っているか』(TBSブリタニカ、2001年)

×

財団法人 日本国際問題研究所『中東基礎資料調査-主要中東諸国の憲法—(上)』(平成12年度外務省委託研究報告書、2001年)

日本タイ協会編『現代タイ動向2006-2008』(2008年)

(参考) 前文で「神」に言及している諸外国の憲法

アジア

|インドネシア共和国| (出典:中山太郎編『世界は「憲法前文」をどう作っているか』(TBS ブリタニカ、2001年))

独立は、あらゆる民族の本質的権利であり、植民地主義は、人道と正義にもとる ものであるが故に、この世から一掃しなければならない。

しかし、インドネシアの独立闘争運動は、インドネシア国民を、自由、統一、主権、正義、及び繁栄のインドネシア国の独立へとつつがなく導くことによって、いまや歓喜に満ちた時点に到達した。

<u>全知全能の神の恵沢</u>と、独立した自由な国民生活を享有せんとする崇高な熱望とにより、インドネシア国民は、ここに、その独立を宣言する。

さらに、インドネシア全国民とインドネシア全国土を保護するインドネシア国政府を樹立し、一般福祉を増進し、国民の知的生活を促進し、自主独立、恒久の平和、及び社会正義に基づく世界秩序の建設に貢献するために、インドネシア民族独立の構造は、国民主権を具有する共和国体、並びに唯一・最高神への帰依、公正にして教化された人間性、インドネシアの統一、及び代表者間の話合いを通じて、インドネシア全国民に、社会正義の条件を創造する合意の政策をもって指導される民主主義に基づき制定されるインドネシア国憲法によって規定される。

フィリピン共和国 (出典:阿部照哉ほか編『世界の憲法集[第4版]』(有信堂高文社、2009年))

主権を有するフィリピン国民は、全能の神の佑助を祈願し、正義と人道に基づく 社会を建設するとともに理想と希望とを体現すべき政府を樹立するため、伝統的遺 産を継承発展させ、法の支配と、真実・公正・自由・愛情・平等および平和のため の制度に立脚する独立と民主主義とを、われらとわれらの子孫のための恵福として 保持し、ここにこの憲法を確定し、公布する。

ブルネイ・ダルサラーム国 (出典: 萩野芳夫ほか編『アジア憲法集[第2版]』(明石書店、2007年))

祈願 <u>慈悲深く慈愛あまねき神の御名において、宇宙の主、神に讃えあれ。</u>われらが指導者ムハンマドおよびそのすべての親族と朋友の上に神の祝福と平安をたまわらんことを。

神の恩寵により、平安の地ブルネイ国と従属地の支配者、故モハマド・ジャマルル・アラムの子オマール・アリ・サイフディン・サアドゥル・ハイリ、スルタンおよび首長、最貴家族勲位の君主・長、平安の地ブルネイの最高位王家勲位の君主・長、スリ・マコタ・ヌガラ勲位、クランタン最貴家族勲位(第一級)、聖マイケルおよび聖ジョージ最高位団勲爵士。

経過 国王陛下、スルタン位の継承、および国王陛下一族にかかわる特定の事項に

ついては別個の布告(本憲法では「王位継承・摂政任命布告」と呼ぶ)に規定があるにより、

われは、本憲法の諸規定およびブルネイ王国の諸法に従い統治し、かつ今後における進歩的手段により、さらなる代議制度をブルネイ王国政府に導入する意向であるにより、

また、われは、世襲的顧問らの助言と同意を得て、以下に述べるごときブルネイ 王国政府を運営・規制するための諸規定を作成することに決したるにより、

かくしてわれは、ブルネイ王国およびすべての従属地のスルタンとしてのわが大権に基づく諸権利・諸権限により、ここにわれの名において、またわれおよびわれの継承者のために、以下の通り布告する。

中東

アラブ首長国連邦 (出典:中山太郎編『世界は「憲法前文」をどう作っているか』(TBS ブリタニカ、2001年))

われら、アブダビ、ドバイ、シャルジャ、アジュマン、ウンム・ル・カイワイン、ラアス・ル・ハイマ、フジャイラの各首長国の首長は、これら首長国間に一つの連邦を設立し、首長国とその人民のために、より良き生活と、より永続的な安定並びにより高い国際的地位を推進することが、われらの希求するところであり、かつまた、われら首長国人民の希求するところでもあることに鑑み、独立、主権、連邦国家の形態において、アラブ首長国間に緊密な関係を創設し、相互尊重と相互利益と互恵に基づいて、アラブの姉妹国と協同し、国際連合機構及び一般的な国際的同族諸国の成員たるその他すべての友好国とともに、連邦の存続と構成諸国の存続の保持を可能にすることを希求し、

また、将来の連邦法の基礎を健全な基礎の上におくことを希求し、現在の首長国の現実と能力に相応しつつ、連邦をしてできる限り自由にその目標に達することを可能にし、これらの目標に抵触しない構成諸国との同一性を維持し、同時に連邦の人民に崇高で自由な憲法生活を用意させ、恐怖と不安のないイスラーム及びアラブ社会において、包括的、代議的、及び民主的体制への歩調を促進し、

かつ、強力な決意を傾注し、われらの国家と人民をして、それにふさわしい地位 と分明諸国家の間で相当の地位を占めるように推進させることを希望して、前述の 目的を実現することがわれらの最大の希求であることに鑑み、

これらすべての理由と連邦の恒久憲法の準備を完成させるために、われらは、至 高かつ全能なる神と全人民の面前で、この暫定憲法に同意したことを、われらの署 名を添えて、宣言する。

われらの保護神たるアラーの神よ、われらに成功を与え給わんことを。

イラン・イスラム共和国 (出典:中山太郎編『世界は「憲法前文」をどう作っているか』(TBS ブリタニカ、2001年))

「憐れみ深く、慈悲深い神の御名において」

前 文

イラン社会の真の文化、社会、政治及び経済の基本としてのイラン・イスラム共和国憲法は、イスラム社会の真の熱望を反映したイスラム的原理と戒律に基礎を置くものである。

イランの偉大なイスラム革命、及びその発端から最終的勝利までに至るイスラム教徒の闘争の精髄は、あらゆる階層の国民の確固たる果敢なスローガンに結晶して、この根本的な熱望を明確化してきた。その偉大な勝利の前衛に位置するわが国民は、いま、そのすべての力をもってこの熱望が実現されることを求めている。

前世紀のイランにおける他の諸運動に比して、この革命の基本的な特徴は、そのイスラム的な内容である。即ちイラン国民は、反専制の憲法闘争と、石油の国有化を目指した反植民地主義闘争を経た後に、次の貴重な教訓を学んだ。即ち、これらの運動が成功しなかった根本的な理由は、その闘争に指針となる哲学がなかったということである。

イランの最近の運動は、イスラム主義的思想を持ち、この点に関して僧侶の指導性が大きな役割を果たしていたにもかかわらず、その闘争が真のイスラム的位置から逸脱したために、成功しえなかった。

この時点以降、国民の良心は、イマム・ホメイニ師の指導の下で、真のイスラム哲学に従う必要性を理解した。イランにおいて、知識人や著述家と同じく、常に国民の運動の最前線にあった戦闘的な僧侶は、この時新鮮な衝撃を受けたのである。(イラン国民の新たな闘争の開始は、イラン暦 1341 (西暦 1962) 年に合致する太陰暦 1382 年である。)

運動の前衛

専制体制の基盤を増強し、世界帝国主義に対するイランの政治的、文化的、経済的従属性を強固ならしめることを目的としたアメリカの陰謀であった「白色革命」に対してイマム・ホメイニ師は鋭く抗議したが、そのことこそ、国民の一致団結を生み出したものであった。その結果、イラン社会の偉大な、流血の革命がイラン暦1342(西暦 1963)年ホルダード月に開始された。事実、それはこの反乱の開花した出発点でもあり、革命の核心としてのイマム・ホメイニ師のイスラム的指導性が確立された時でもあった。

屈辱的な屈服条約(合衆国の軍事顧問に法律上の特権を与えている)に対して反対したために、師はイランから亡命を余儀なくされたにもかかわらず、イマム・ホメイニ師と国民の間の忠誠の絆は、さらに強まった。イランのイスラム教徒人民、とりわけ知識人と僧侶たちは、投獄と拷問、処刑、亡命の真只中にあって闘争を続けた。

一方、社会の有識かつ有責の部門にある人々は、彼らの大学や寺院の根拠地から、

世論を啓発する役割を続けていた。彼らは、イスラム教の革命的な教義に鼓舞され、 イラン国民の自覚を高めるという実り多い努力を始めた。

専制体制はすでに、大学、寺院、コムのフェイジッヒ神学校、その他の革命の中 枢部を攻撃することによって、このイスラム運動を圧殺することを決定していたが、 国民の怒りから身を守るために、最も野蛮で悪辣な手段に出た。

銃殺、すさまじい拷問、長期投獄刑、これらは、イランのイスラム教徒人民が犠牲もかえりみず闘争を続行する献身性の証しとして支払い続けたものである。

「アラーは偉大なり」の叫びとともに軍隊によって銃殺されたり、街頭で標的となって殺された幾百という革命の大義に忠誠を尽くした若い男女の流した血は、革命を休みなく前進させた。革命の種々の様相について、絶え間なく送られてくるイマム・ホメイニ師の宣言やメッセージは、この闘争に奥行と深みとを与えた。

イスラム政府

専制体制の抑圧が頂点に達した時、イマム・ホメイニ師によって提示された僧侶による統治という概念に基づいたイスラム政府案は、イスラム教徒に対し、闘争を継続する上での明確であいまいさのない動機を与え、国の内外で闘う者の努力を結集させることとなった。

闘争は衰えることなく続いた。そして国内において無睾の民に対して続けられる 弾圧への全般的な不満と公然たる怒りは、世界的な規模での闘争の反響とともに、 前政権の基盤を揺さぶり、ついにイラン国民への弾圧を緩和させるほどまでになっ た。

体制を完全かつ全面的な崩壊から救い出すために、「開かれた政治的環境」なる時代が最後の瞬間に採り入れられた。しかし、国民は、師の確信に満ちた断固たる指導の下で、さらに拡大した水準へと恐れずに闘争を継続する決意を固めていた。

国民の怒り

僧侶、とりわけイマム・ホメイニ師を侮蔑する西暦 1977 年 1 月 7 日の書簡の公表は、革命闘争の勢いを強め、国民の怒りを爆発するまでに高めた。専制体制は、爆発する国民の怒りを残忍な暴力に訴えて鎮圧しようとしたが、そのような措置は革命の炎に油をそそぐ結果となったばかりか、国民の怒りはさらに一層高まった。

あらゆる社会階層の男女の団結、抗議の行進及び示威行動への国民の参加、これらは闘争勝利の大きな要素である。ある者は腕に赤子を抱いて、またある者は恐れ気もなく銃剣や機関銃に立ち向かい、このようにして女性たちが貢献した強大な力は、どのように評価しても評価しすぎることはない。

国民の支払った代価

革命という樹は、6万人を超える犠牲者と、何十億レアルという物質的損失を一年間の闘争中に出した後に、ついに「独立・自由・イスラム政府」の叫びの真只中で根を下した。

忠誠、目的の一致、闘争が危機的な段階にあった際の断固たる指導性――これらを依り所とするこの偉大な運動は、帝国主義者どものあらゆる計算をみごとに粉砕し、全世界の人民の闘争において新たな一ページを切り開いた。

イラン暦 1357 年バハマン月 21 日及び 22 日こそは、イランにおける君主制、専制、他国による支配の崩壊を刻印した歴史的な日々である。イラン国民は、宗教的指導者とともに、投票者の 98.2 パーセントがイスラム共和国支持を示した国民投票によって、イスラム共和国樹立の確固たる明白な決意を表明した。

社会における政治的、社会的、文化的及び経済的諸関係の表現として、憲法は、 現時点において、イスラム政府の基礎の地固めのために、そしてまた前専制体制の 廃虚のあとにわが国の政府を樹立する新たな計画の提示のために、途を開くもので なければならない。

イスラム教における政府の方法

イスラム教の観点からすれば、政府はいかなる階級的差別の産物でもなければ、 社会のあるグループ、ある階級の至上権の産物でもない。それどころか、それは共 通の理想と目的へ向って前進しうるように自らを組織していく国民の政治的目標で ある。しかしてその共通の理想と目的とは、神へと向う運動にほかならない。

わが国は、革命的高揚の過程において、全世界を抱擁するイスラムの文化に回帰するために、自ら専制体制の汚物を拭い去り、他国の文化と思考方法を取り去った。イスラム教の教えという確たる基盤の上に、模範的な社会を築く緒に着いたのである。

イスラム共和国の憲法の目的は、イスラム教の気高い価値観に基づいて、人が能力を伸し、成長することができる条件を創ることにある。

全てを奪われていた人々が自らの抑圧者に勝利するための運動であったイラン革命のイスラム教的内容に正当な考慮を払い、本憲法は、この革命の継続のために国内的及び国際的な基盤を用意するものであり、とりわけ、統一された世界共同体の来臨のための道を準備するために、他のイスラム教国との関係を進展させるための基盤を用意するであろう。

この偉大な運動の現実に基づき、本憲法は、あらゆる形態の社会的、あるいは知的な抑圧、経済的な搾取を廃絶することを保障するものである。専制体制を打破しさるに当たって、本憲法は、国民の運命を自らの手に任せるべく努めるのである。

我々の社会の基盤として新たな政治的基礎を築くに際して、清廉潔白で正直な人物が政府の指揮をとり、すべての法律は、コーランの教えと伝統に従って決定されるであろう。

それゆえ、政府に公正さを保証するために、信仰深い博識なイスラム教学者による真剣かつ細心の監督が必要である。イスラム政府の目的は、人が一層高貴な自己へと成長し、神性の領域に到達することを可能とするために、すべての人間の才能、隠れた能力の開花のための土壌を準備することにある。この目的の達成は、わが社会のすべての成員が、政府へ活発かつ広範囲に参加することによってなされなければならない。

憲法は、政治的決定作成のすべての段階において社会のすべての成員が参加しうるような基盤を用意するであろう。なぜならば、人類の進歩発展において、すべての個人が社会の成長と発展の中で育てられていくからである。現実にこれは、剥奪

されてきた人々の政府を実現することになる。そしてそれは、コーランがこの世の 剥奪され、抑圧されていた人民に約束していたものである。

僧侶による統治

憲法は、僧侶のグループの指導性を認める基盤を準備するであろう。そのグループの成員は、国民に個人的に知られ、かつ尊敬されているものとする。それは僧侶が、様々の政治組織が彼らの真のイスラム教的任務と義務から逸脱しないよう保護するためである。

経済はそれ自体が目的なのではなく、むしろ目的のための一手段である

人間社会の成長と発展の過程において、イスラム経済の強調すべき原理は、富の集中と利潤の追求を目的とする他の経済体制とは異なり、すべての人間の必要性を充足するという点にある。

物質主義指向型の社会においては、経済はそれ自体が目的となり、それゆえに経済的発展の各段階において、経済は、破壊・腐敗・損失の要素となる。しかしイスラム教においては、経済は、人間を神に一層近づけるという目的の達成に使用されるべき道具なのである。

右の見解に基づいて、イスラム政府の経済計画は、様々な人間の創造力を顕現させるための基盤を準備するであろう。それゆえ、人間の欠乏を充足することと同様、均等な教育及び雇用の機会を用意することも、イスラム政府の責任の範囲内に入るものである。

女性の地位

イスラム教に基づく社会的政治的基盤が樹立されるとともに、今日まで他国の植民地主義並びに搾取に苦しめられていた人々は、自らの尊厳を取り戻し、再び真の人間としての自らの存在を見い出すであろう。

この点に関して、前専制体制の下でとりわけ卑しめられ、苦しめられてきた女性は、より大きな自由を享受するとともに、より大きな責任を引き受けることになるであろう。

家庭は、社会の基本単位であり、教育、人間性と人格の形成及び発展がなされる主要な場である。イスラム教の観点からは、家庭内において社会的調和を保つことは、文明的な存在にとって基本的原則の一つである。社会的調和と尊厳性を獲得するために適切な設備を準備することは、イスラム政府の義務の一つである。

そのような条件下で、女性はもはや単なる性的快楽の対象とか、あるいは利潤や 消費統計にとりつかれた経済学者の手中の道具と見做されることはないであろう。 それどころか、社会の真の尊敬をかち得て、我々の共同体内に栄誉ある地位を占め、 将来の世代の母及び教師としての役割を引き受けるであろう。

軍隊

国の防衛力の設置に当たっては、イスラム教の教義と、イスラム教の原則における信仰に格別の注意を払わなければならない。この点をふまえ、イランにおけるイスラム軍及び革命軍は、単に国境を防御し安全を保証するためばかりでなく、<u>神の名において、全世界に神の法がうち立てられるまで、聖戦を闘い抜くためにも組織</u>

されるのである。

司 法 部

イスラム教の教義から逸脱することを防ぐためばかりでなく、国民の権利と自由を守るという観点からも、司法部を設置する問題はきわめて重要である。このために、イスラム教の原理を十分に熟知している裁判官から成る司法制度がイスラム的正義を執行するために設立されるものとする。

この制度は、それがもつ決定的かつ基本的な重要性のゆえに、他の政治部門とはいっさいの不健康な結びつきをもたないということが根本である。

行 政 部

政府の行政部門は、イスラムの法と教義を遂行する上でその特別の意義と、非常に重要なイスラム教の目的の達成を可能にしうるその役割のゆえに、専制体制の産物であるはなはだしい官僚機構を強く拒絶し、かつ効果的で迅速なやり方で国民に対する義務を果す努力をするものとする。

マス・メディア

マス・メディア (ラジオとテレビジョン) は、イスラム文化に奉仕するものでなければならない。また社会にある種々の異なる見解及び思想の健全な交換を通じて十分に利益を引き出すものでなければならない。逸脱的、破壊的、かつ反イスラム的題材の普及は、厳しく慎しまなければならない。

すべての個人は、その最大の目的が人間性の自由であるような原理に従う道徳的 義務を有するものである。我が国民は、公務を遂行する誠実で経験ある人物を選び、 彼らの仕事を監督することによって、その社会が世界の他の人々にとっての手本・ 模範とされるようになる希望をもって、イスラム社会の創造に積極的に参加するこ とが、根本的に重要なことである。

代 議 員

国民から選ばれた代表者から成る専門家の会議は、各種国民のグループが提出した案及び政府の草案を検討し、今世紀が全世界の被抑圧者の勝利と抑圧者の敗北の証人となることを熱い思いで願いつつ、予言者モハメッドのヘジラ 1400 年記念の前夜に、12 部 175 条の原則から成る憲法の検討を完了した。

|**クウェート国**| (出典:中山太郎編『世界は「憲法前文」をどう作っているか』(TBS ブリタニカ、2001年))

<u>恵み深く、慈悲深いアラーの名において</u>、クウェート国首長、アブドラ・アルーサリム・アルーサバーハは、

われらの親愛なる祖国に民主的統治方法を達成することを希求し、かつ

アラブ民族主義の推進と世界平和の促進、並びに文明開化におけるこの国の役割 に確信を寄せ、かつ

祖国がより大きな繁栄とより高い国際的地位を享有し、また市民がより多くの政治的自由、平等、及び社会的正義を具備するよりよき未来、個人の尊厳を高め、公共の利益を擁護し、祖国の統一と安定を維持する諮問的統治方法を適用することに

より、アラブ民族に固有の伝統を護持する未来の確立に努力し、かつ暫定期間中の政治形態に関する1962年の法律第1号を考慮し、かつ

憲法制定会議の決議に基づき、

ここに、以下の憲法を承認し、かつ公布する。

バハレーン国 (出典:中山太郎編『世界は「憲法前文」をどう作っているか』(TBS ブリタニカ、2001年))

神の御名において、かつバハレーン首長、イサ・ビン・スルマン・アルーハリファにより授けられた天恵と僥倖をもって、立憲的統治の開始段階にあたり、アラブ主義とイスラームの宏漠のさなかにあったバハレーンの往時を偲び、かつ統治と執行の責任の大半に与かる協議と正義に基づいた将来の制度を確立し、自由と平等を確保し、兄弟の絆と社会的団結を強化し、かつ、アラブ民族と国際社会の一員としてのわが国の責任を自覚し、人間の価値を信奉し、人類に繁栄と至福をもたらし、世界に自由と正義を拡大し、並びに世界平和の維持を目的とする地域的、国際的努力に効果的に参加することを意図し、かつ、1971 年 12 月 16 日に発した声明と、1972 年 6 月 20 日付の法律第 12 号の勅令を再確認し、国家の憲法を起草すべくなされた憲法制定会議の構成を尊重し、かつその憲法制定会議の決定に基づき、ここに本憲法を裁可し、公布するものとする。

パキスタン・イスラム共和国 (出典: 萩野芳夫ほか編『アジア憲法集[第2版]』(明石書店、2007年))

<u>全宇宙に及ぼされる至高権は全知全能の神アラーにのみ属するゆえに</u>、彼が述べる範囲内でパキスタン人民によって行使されるその権限は、神聖な信託である。

また、秩序を確立することはパキスタン人民の意思であるがゆえに国家は、選ばれた人民の代表者を通じてその権限および権能を行使する。

民主主義の諸原則、自由、平等、寛容、および社会正義は、イスラムによって宣言されたものとして、完全に遵守されなくてはならない。

イスラム教徒は、聖なるコーランおよびスンナで述べられている教えと要求に従って、個人および集団の中で自らの生活を秩序づけることができる。

少数民族が自由に自らの信仰を告白および実践し、ならびに、自らの文化を発展させるために、適切な規定がつくられなくてはならない。

現在パキスタンに含まれまたは継承される領域、および、将来パキスタンに含まれるかまたは継承されるかもしれぬその他の領域は、連邦を形成する。そして、それぞれの構成単位は、その権限と権威に関して、あらかじめ規定された範囲内で自治権を有する。

社会的身分、機会および法の前の平等、社会的、経済的および政治的正義、ならびに、思想、表現、信条、信仰、礼拝および結社の自由を含む基本的権利は、法律と公共道徳に従うことを条件として保障される。

少数者および後進的かつ最下級階層の人びとの合法的な利益を守るために適切な

規定がつくられなくてはならない。

司法の独立は完全に保障されなくてはならない。

領土、領海、および領空に関する主権的権利を含む連邦の諸領域の統一、独立、ならびにその権利は、防衛されなくてはならない。

これによりパキスタン人民は、世界の諸国家の中で正当かつ名誉ある地位を獲得し、さらに国際社会の平和と発展および人類の幸福に十分に寄与することができるのである。

それゆえに、われらパキスタン人民は、

全知全能の神アラーと僕(しもべ)たちの前の責任を意識し、

パキスタンの目的達成のために人民によって捧げられた犠牲を認識し、

パキスタンは社会正義であるイスラムの諸原理に基づく民主国家であれ、という、 パキスタン建国の父であるカイーデ・アザーム・ムハンマド・アリー・ジンナーに よってつくられた宣言に忠実になり、

圧迫と専制に対する人民の不断の闘いによって築き上げられた民主主義を守るために身を捧げ、

新しい秩序を通じて平等主義の社会を創造することによって、われらの国家的および政治的統一と連帯を守ることを決意するべく鼓舞し、

これによって、国民議会における代表者を通じて、この憲法を採択、制定し、かつわれら自身に付与するものである。

ヨーロッパ

|アイルランド| (出典:中山太郎編『世界は「憲法前文」をどう作っているか』(TBS ブリタニカ、2001年))

すべての権威の源泉であり、また、われらの窮極の目的としての人類及び国家の 行動の帰着点である至聖なる神の名において、われらアイルランド国民は、

数世紀の試練を通じてわれらの祖先を励まし給うたわれらの主イエス・キリスト に対するわれらの義務を謙虚に認識し、

わが国民の正当な独立を回復するためのわれらの祖先の英雄的な、かつ、絶え間のない闘争を感謝して想起し、

また、個人の権威及び自由が確保され、真実の社会秩序が保持され、わが国の統一が回復され、及び他の国民との協定が確立されるように、思慮、正義及び博愛を正当に尊重しつつ公益を促進することを求めて、

ここに、この憲法を採択し、制定し、自らに付与する。

スイス連邦 (出典:初宿正典ほか編『新解説世界憲法集[第2版]』(三省堂、2010年))

全能の神の名において!

スイス国民とカントンは、

神の創造に対する責任を自覚し、

世界と連帯し、世界に開かれた精神をもって、自由と民主主義、独立と平和を強化するために同盟を刷新することに努め、

互いに尊敬と配慮をもって、多様性を尊重しつつ共に生きることを決意し、共通 の成果と未来の世代に対する責任を自覚し、

自らの自由を用いる者のみが自由であり、国民の強さは弱者の幸福感によって測られるということを確信して、

以下の憲法を制定する。

ドイツ連邦共和国 (出典:初宿正典ほか編『新解説世界憲法集「第2版]』(三省堂、2010年))

ドイツ国民は、神と人間とに対する責任を自覚し、

合一された欧州における同権をもった一員として世界の平和に奉仕せんとする意思に満たされて、その憲法制定権力に基づいて、この基本法を制定した。

バーデン=ヴュルテンベルク、バイエルン、ベルリーン、ブランデンブルク、ブレーメン、ハンブルク、ヘッセン、メークレンブルク=フォーアポメルン、ニーダーザクセン、ノルトライン=ヴェストファーレン、ラインラント=プァルツ、ザールラント、ザクセン、ザクセン=アンハルト、シュレースヴィヒ=ホルシュタインおよびテューリンゲンの諸ラントにおけるドイツ人は、自由な自己決定によってドイツの統一と自由を成し遂げた。これにより、この基本法は全ドイツ国民に適用される。

|ポーランド共和国| (出典:阿部照哉ほか編『世界の憲法集[第4版]』(有信堂高文社、2009年))

われらが祖国の存在と未来に対して配慮しつつ、

1989 年にその運命について主権的かつ民主的に決定する可能性を回復したわれわれポーランド国民、すなわち共和国のすべての市民は、

真理と正義と善と美の源泉たる神を信ずる者も、

この信仰を共にはしないが、他の源泉に由来するところの普遍的価値を認める者も、

権利および共同善たるポーランドに対する責務において平等であり、

われらが祖先に、その労働、巨大な犠牲によって贖われた独立のためのたたかい、 国民のキリスト教的遺産と全人類的価値に根ざした文化に対して感謝し、

第一、第二共和国の最良の伝統に留意し、

千年を超える成果のうちの価値あるものすべてを未来の世代に伝える義務を担い、 世界に散らばるわれらが同胞との共同体の絆によって結ばれ、

人類家族の福利のためにすべての諸国と協力する必要性を自覚し、

人の基本的自由と権利がわれらが祖国において侵されていた時代の苦い経験を想起し、

市民的権利を永久に保証し、公的制度の活動に誠実さと円滑さとを保障すること

を希求し、

神または自らの良心に対する責任を感じつつ、

自由と公正の尊重、諸権力の共働、社会的対話に立脚し、市民およびその共同体 の権能を強化する補完性の原則に基づいた、国家にとっての基本法として、

ポーランド共和国憲法を定める。

第三共和国の福利のためにこの憲法を適用するすべての者に、

人の生まれながらの尊厳、自由に対するその権利および他の者と連帯する義務を保持することに配慮しつつこれを適用し、これらの原則の尊重をポーランド共和国の揺るぎない基礎とするよう呼びかける。

モナコ公国 (出典:中山太郎編『世界は「憲法前文」をどう作っているか』(TBS ブリタニカ、2001年))

モナコ国王、レーニエⅢ世は、神の慈悲により、

公国の諸制度が、国家の良き行政の必要性に応じ、かつその国民の社会的発展により創設された新しい必要性を充足するために、完成されるべきことを思い、

国家に新憲法を付与することを決意した。

爾後、国王により、国家の基本法と見做され、憲法で定めた条件に従ってのみ改 正されるものとする。

南北アメリカ

カナダ (出典:樋口陽一ほか編『解説世界憲法集[第4版]』(三省堂、2001年))

1867 年憲法法

カナダ、ノヴァ・スコシアおよびニュー・ブランズウィックの諸州はグレート・ブリテンおよびアイルランド連合王国の王位の下に、連合王国の憲法と同じ原理の憲法を有する一の自治領に連邦として結合したい旨の希望を表明した。

また、このような連邦は、これらの州の繁栄に寄与し、かつ、大英帝国の利益を 増進するものと思われる。

また、議会の権限によるこの連邦の創設にあたっては、この自治領における立法 府の構成を規定するのみならず、執行府の性格をも宣明するのが適当である。

また、英領北アメリカのその他の部分の、将来におけるこの連邦への加入のために規定を設けておくことが適当である。

1982 年憲法法

カナダは、<u>神の至高</u>および法の支配を承認する原理に基礎づけられているので、 以下のとおり定める。

コスタ・リカ共和国 (出典:中山太郎編『世界は「憲法前文」をどう作っているか』(TBS ブリタニカ、2001年)) 自由に国民憲法制定議会議員に選出され、神の名を唱え、民主主義に対する忠誠 を再び断言する、われらコスタ・リカ人民の代表は、左の コスタ・リカ共和国憲法 を採択する。

|ブラジル連邦共和国| (出典:阿部照哉ほか編『世界の憲法集[第4版]』(有信堂高文社、2009年))

友愛的、多元的かつ偏見なき社会の至高の価値たる社会および個人の権利行使、 自由、安全、福祉、発達、平等および正義を保障する民主主義国家を設立するため に憲法制定議会に集合した我等ブラジル人民代表は、社会的調和に立脚し、かつ国 内および国際社会における紛争の平和的解決を誓い、神の保護の下に、このブラジ ル連邦共和国憲法を公布する。

オセアニア

オーストラリア連邦 (出典:阿部照哉ほか編『世界の憲法集[第4版]』(有信堂高文社、2009年))

オーストラリア連邦の憲法を制定する法律

ニュー・サウス・ウェールズ、ヴィクトリア、サウス・オーストラリア、クインズランドおよびタスマニアの人民は、<u>畏れ多くも全能の神の恩寵により</u>、グレート・ブリテンおよびアイルランド連合王国国王、ならびにここに制定される憲法のもとに、単一不可分の連邦国家に合一することに合意したことのゆえに、

また、女王の、ほかのオーストラレイシアの植民地または領地を連邦に加入させるための規定を定めることが適切であるがゆえに、

卓越し給う女王陛下は、本議会に参集した聖俗の貴族院議員および庶民院議員の助言と同意に基づいて、かつ、それらの権威により、次のとおり定める。

|サモア独立国| (出典:中山太郎編『世界は「憲法前文」をどう作っているか』(TBS ブリタニカ、2001年))

西サモア憲法 (1960年)

全能であり、常に慈愛に満ちた聖なる神の名において。

宇宙を支配する主権が遍在の神にのみ属し、

<u>かつ、神の掟により定められた範囲内において</u>西サモアの国民により行使される権威は神望なる遺産であるので、

西サモアの指導者が西サモアはキリスト教的原理とサモアの慣習および伝統に基礎をおく独立国家であることを宣言したので、

かつ、西サモア国民を代表する憲法会議が西サモアの独立国家のための憲法を制定することを決議したので、

そこにおいて、国家は国民の選出された代表者によりその権力と権威を行使し、

そこにおいてすべての国民にたいして彼等の基本的権利が確保され、

そこにおいて公正な正義の執行が完全に維持されるので、

かつ、そこにおいて西サモアの統合、その独立およびすべての権利が擁護される ので、

今やそれ故に、われわれ西サモア国民はこの 1960 年 10 月 28 日のわれわれの憲法 会議において、ここにこの憲法を採択し、制定しかつわれわれ自身のために与える。

バヌアツ (出典:中山太郎編『世界は「憲法前文」をどう作っているか』(TBS ブリタニカ、2001年))

われらニューヘブリデス国民は、

自由のための闘争に誇りを抱き、

この闘争の成果を守ることを決意し、

人種、言語及び文化的多様性を大切にし、

同時にわれらの共通の運命を心に留め、

ここに伝統的なメラネシアの諸価値、<u>神への信仰</u>及びキリスト教原理に基礎を置く、 統一された自由なニューへブリデス共和国の樹立を宣言し、かつ 右の目的のためにこの憲法を制定する。

パラオ共和国 (出典: 萩野芳夫ほか編『アジア憲法集〔第2版〕』(明石書店、2007年))

われわれパラオ国民は、われわれ固有の主権を行使するにあたり、太古からの権利がわれわれの母国であるパラオ諸島において最高であるということを宣言し、再確認する。われわれは、われわれの伝統的遺産、国民的同一性、そして全人類のための平和、自由および正義に対する尊重を保持し高めるために再び身を捧げる。主権国家パラオ共和国のこの憲法を制定するにあたり、われわれは、われわれ自身の努力と全能なる神の神聖な導きに全面的に依拠して将来に向かって歩みだす。